柴崎市民体育館室内プール利用者（団体）規則

平成28年3月1日 改訂

柴崎市民体育館室内プール利用者登録にあたって、下記規則を充分にご理解のうえ、利用登録をお願い致します。

1. 利用者登録方法

利用者登録をするには、柴崎市民体育館室内プールの利用登録申請書により利用者登録申請をしていただきます。

2. 登録用件

利用者用件は以下のとおりです。ただし、営利活動等、宗教活動、施設の設置目的にそぐわない活動や、他の利用者の迷惑となるような活動は出来ませんので、このような活動を行うための登録は出来ません。

また、同一団体の重複登録はできません。

① 構成員の総数が10名以上であること。

② A（市内団体）構成員の全てが立川市内に在住、在勤または在学されている方で構成されていること。
B（市外団体）上記以外は全て市外団体となります。

③ 施設使用についての責任を負い、使用料の支払い義務者となる18歳以上（高校生不可）の方を代表者とすること。

④ 資料中の事故対応として、任意で各種スポーツ保険に加入して下さい。当該施設の利用中の事故に関しましては施設側の瑕疵以外の保障は負いかねます。

⑤ 登録期間は登録日から平成28年3月31日までです。登録の内容に変更があったとき、もしくは利用者登録を取り消そうとするとき、又は有効期間終了時も引き続いて利用者登録を受けたいときは、速やかに登録申請書を提出すること。

4. 申込 ・ 入金方法

① 市内団体は、利用する日の属する月の4ヶ月前の1日より1ヶ月分（最大6回分）の利用申し込みを受け付けます。
受付は窓口にて行い、入金された時点で申込完了、先着順となります。（事前予約はなくなりました。）

② 市外団体は、利用する日の属する月の2ヶ月前の1日より1ヶ月分（最大6回分）の利用申し込みを受け付けます。
受付は窓口にて行い、入金された時点で申込完了、先着順となります。（事前予約はなくなりました。）

③ 上記利用申し込みに関し、同一の内容で引き続いて4日以上の使用及び例日を定める独占的な使用をすることは出来ません。
※1回とは2時間で区切られた時間の回数です。

5. 利用条件

① 利用料金

市　内	全コース	（2時間）	18,600円
市　外	全コース	（2時間）	37,200円
市　内	1コース	（2時間）	2,700円
市　外	1コース	（2時間）	5,400円

② 附属設備等の使用料

水泳競技具	1組	200円
競泳用審判掲示装置	1式	6,000円
コースロープ	1本	100円
移動式ワイヤレスマイクロフォン装置	1式	200円
持ち込み器具使用電源	1個	100円
プールフロア	1台	200円

③ 利用料金の納付

貸切使用料　**申込時。**
付属施設などの使用料　**申込時。追加取り消しについては利用当日でも可。**
※　原則、キャンセル返金は致しかねますのでご了承ください。

④ 利用可能範囲

※一般開放日は最大3コースまで
※土日祝、無料開放日は最大2コースまで
※夏期貸し出し期間は18時まで貸し出し無し。以降最大1コースまで（平日のみ貸切可）
（※立川市及び教育委員会主催の市民大会等は最大7コース利用可能）

⑤ 利用時間帯（準備・休憩時間・片づけを含んだ時間ですので厳守して下さい）

第1回　9:00～11:00
第2回　11:00～13:00
第3回　14:00～16:00
第4回　16:00～18:00
第5回　18:00～20:00
第6回　20:00～22:00　（※日・祝日は利用不可）

⑥ 貸し出し期間　一般貸し出し期間は9月1日から海の日を含む3連休の前の金曜日までとなります。
夏期貸し出し期間は海の日を含む三連休の土曜から8月31日までとなります。

⑦ 利用方法　事前に「使用申込書」を必ず1階事務室に提示して利用料金を支払い施設をご利用下さい。
使用後は利用人員を報告して下さい。付帯器具などを使用するときは、事前に係員を打合せをして下さい。
入場時間は10分前からとなります。

6. 施設利用の停止要件

次のいずれかに該当した場合には、施設の利用ができなくなることがあります。

① 利用申請したにもかかわらず、無断で施設の利用をしなかった場合。
② 関係条例、規則などに違反した利用がなされた場合。
③ 利用料金の滞納があった場合。
④ 利用者登録申請に虚偽の申告があった場合。
⑤ 利用者登録申請内容に変更があったにもかかわらず変更の届出がなく、登録者の所在が不明になった場合。
⑥ 利用中に団体の責任者、もしくはこれに変わる者（高校生以上）が不在の場合。
⑦ 上記のほかに利用者登録及び施設利用に関して不正があった場合。

7. 登録資格の喪失

次のいずれかに該当した場合には、登録資格はなくなります。

① 上記の利用停止要件のいずれかに該当し、それが是正されない場合。
② 登録者が所定の登録廃止の手続きをした場合。
③ 登録者が登録資格を喪失した場合。
④ 上記のほか、登録者として不適格と認められる場合